

九州電力玄海原子力発電所の拙速な再稼働に反対する会長声明

経済産業大臣は、停止中の原子力発電所の再稼働を要請する内容の声明を本年6月18日に発表し、その後、稼働を停止している九州電力玄海原子力発電所第2号機及び第3号機の再稼働を求めて、佐賀県知事と面談するなどしている。

停止中の玄海原子力発電所発電機の再稼働には、安全協定により地元の玄海町及び佐賀県の同意が必要とされているところ、上記のような状況から、玄海原子力発電所2号機及び3号機の再稼働の是非が全国的に注目されている。

しかし、停止している原子力発電所の再稼働問題が大きな社会問題として今回取り上げられているのは、東日本大震災により東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生したためであるところ、同事故については、その解決に向けた手法も明確になっていないばかりか、未だ事故の明確な原因や経過についても解明されていない。

さらに、上記福島第一原子力発電所の事故を理由として、原子力安全委員会は、本年6月16日、原子力発電所の安全設計審査指針や耐震設計審査指針並びに防災指針の見直しに取り組む旨表明しているが、これらの見直しについて、現在は検討がなされている状況であって、原子力発電所の新たな安全対策はまだ確立していないのであるから、福島第一原子力発電所の事故発生に伴い顕在化した原子力発電所の安全性の問題は、現在のところまったく解決されておらず、再稼働に必要な安全性の確認がなされたということとはできない。

また、玄海原子力発電所の安全性について、佐賀県民や地元住民への十分な説明はなされたとは言えず、再稼働について地元の理解が得られているとは評価し難いうえ、玄海原子力発電所において事故が発生した場合に被害を受ける可能性のある周辺の地方自治体に対しては、その意見を聞いた様子も窺えない。

日本弁護士連合会は、本年6月23日、『経済産業大臣による「原子力発電所の再稼働について」と題する声明に対する会長声明』を発表し、その中で、福島第一原子力発電所の事故の原因や経過は解明されていないこと、原子力発電所の安全審査基準の見直しが終了していないこと等を理由に、原子力発電所の再稼働の強行に反対し、経済産業大臣が停止中の原子力発電所の再稼働を求めたことを撤回するよう要求している。

このような状況下において、玄海原子力発電所2号機及び3号機の再稼働につき、玄海町長が本年7月7日にその同意を撤回したことについては、玄海原子力発電所の再稼働に対して慎重に対応をしたものであり、一定の評価ができる。

当会としては、政府に対し、玄海原子力発電所の再稼働要請の前に、福島第一原子力発電所の事故原因等の究明と、それを踏まえたあらたな安全基準の策定及び検査手法の確立を強く求めるとともに、玄海原子力発電所2号機及び3号機の再稼働の是非に関する意見交換が、真に公正な場においてなされることを強く求める。

2011（平成23年）年7月8日

佐賀県弁護士会 会長 辻 泰 弘